財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

[児童館指定管理者]

 神戸市監査委員
 近 谷 衛 一

 同
 横 山 道 弘

 同
 白 井 洋 二

 同
 大 澤 和 士

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成18年度財政援助団体等監査について,同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

以下の児童館指定管理者(以下「指定管理者」という。)における神戸市(以下「本市」という)からの公の施設の指定管理者の指定に係る出納及びその他の事務で,主として平成17年度執行の事務

- ① 本山児童館指定管理者(本山ふれあいのまちづくり協議会)
- ② 藤原台児童館指定管理者(藤原台ふれあいのまちづくり協議会)
- ③ 淡河児童館指定管理者(淡河町社会福祉協議会)
- ④ 桂木児童館指定管理者(大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会)
- ⑤ 本多聞児童館指定管理者(特定非営利活動法人 本多聞フロンティア)
- ⑥ 井吹台児童館指定管理者(井吹東ふれあいのまちづくり協議会)

2 監査の期間

平成 18 年 9 月 21 日~平成 19 年 3 月 9 日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査と ともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 児童館の設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにするために必要な事業を 行うことを目的とする。

(2) 指定管理者選定理由

児童館は、子育て支援、地域ぐるみの子どもの健全育成活動拠点であり、その管理運営については、地域の特色を反映し、地域に密着した運営を行っていくことが必要であることから、児童館のある小学校区内の地域団体等を指定管理者に選定した。

<参考> 監査対象児童館の指定管理者制度導入の状況

	平成15年度	平成16年度			平成17年度		平成18年度	
施設名	公の施設の 管理委託	公の施設 の管理委 託		指定管理者	指定管理者		指定管理者	
本山児童館 (平成17年度新設)					公募	公募 本山ふれあいのまちづくり協議会		本山ふれあいのまちづ くり協議会
藤原台児童館	市社協		随意	藤原台ふれあいのまち づくり協議会	継続	藤原台ふれあいのまち づくり協議会	随意	藤原台ふれあいのまち づくり協議会
淡河児童館	市社協		随意	淡河町社会福祉協議会	継続	淡河町社会福祉協議会	随意	淡河町社会福祉協議会
桂木児童館 (平成16年度新設)			随意	大原・桂木ふれあいの まちづくり協議会	継続	大原・桂木ふれあいの まちづくり協議会	随意	大原・桂木ふれあいの まちづくり協議会
本多聞児童館	市社協	市社協			随意	特定非営利活動法人 本多聞フロンティア	継続	特定非営利活動法人 本多聞フロンティア
井吹台児童館	市社協	市社協			随意	井吹東ふれあいのまち づくり協議会	継続	井吹東ふれあいのまち づくり協議会

⁽注1) 平成16年度指定の指定管理期間は2年、平成17・18年度指定の指定管理期間は4年となっている。

(3) 事業の概要

児童館及び指定管理者の所在地等は、第1表のとおりである。

第 1 表 児童館及び指定管理者の所在地等

児童館名	児童館所在地	指 定 管 理 者 名	指定管理者事業所等所在地
本山児童館	東灘区本山北町3丁目10番2号	本山ふれあいのまちづくり協議会	東灘区岡本1丁目7番3号
指 定 期 間		(平成17年4月1日~平成21年3月31日)	
藤原台児童館	北区藤原台中町7丁目14番15号	藤原台ふれあいのまちづくり協議会	北区藤原台中町7丁目14番16号
指 定 期 間		(平成16年4月1日~平成18年3月31日)	
		(平成18年4月1日~平成22年3月31日)	
淡 河 児 童 館	北区淡河町萩原字桶屋垣内323番地	淡河町社会福祉協議会	北区淡河町木津54番地
指 定 期 間		(平成16年4月1日~平成18年3月31日)	
		(平成18年4月1日~平成22年3月31日)	
桂木児童館	北区桂木1丁目2番地の4	大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会	北区大原3丁目21番地
指 定 期 間		(平成16年4月1日~平成18年3月31日)	
		(平成18年4月1日~平成22年3月31日)	
本多聞児童館	垂水区本多聞4丁目1番2号	特定非営利活動法人 本多聞フロンティア	垂水区本多聞3丁目1番3-103号
指 定 期 間		(平成17年4月1日~平成21年3月31日)	
井吹台児童館	西区井吹台東町4丁目20番地の7	井吹東ふれあいのまちづくり協議会	西区井吹台東町4丁目21番地の2
指 定 期 間		(平成17年4月1日~平成21年3月31日)	

⁽注2) 「随意」とは随意選定による指定,「公募」とは公募による指定のことである。

⁽注3) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会を「市社協」と省略表記している。

第 2 表 業 務 量 の 比 較 (本山,藤原台,淡河)

	項目		平成17年度	平成16年度	対前年度 増 減	対前年度増減率
本山児童館	児 童 館 の 管 理 運 営 数 児	開延 館用 用 用 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川	295日 1,937人 565人 13,868人 608人 39人 2,382人 15組 295日 79人 (3人) 13,201人 667人 129人	- - - - - - -	- - - - - - -	-
藤原台児童館	児 童 館 の 管 理 運 営 数 児 事	開 が が が が が が が が が が が が が	293 日 2, 409 人 2, 749 人 7, 272 人 1, 258 人 224 人 37 人 2, 182 人 16組 293 日 51 人 (1 人) 6, 990 人 282 人 135 人	293日 1,921人 2,234人 4,736人 1,214人 143人 13人 1,749人 11組 291日 34人 (1人) 4,553人 182人	0日 488人 515人 2,536人 44人 81人 24人 433人 5組 2日 17人 (0人) 2,437人 100人	0. 0 25. 4 23. 1 53. 5 3. 6 56. 6 184. 6 24. 8 45. 5 0. 7 50. 0 0. 0 53. 5 54. 9
淡河児童館	児童館の管理運営 事業 日数児 幼児 小学生(一般) 中高生人 大児童館すこやかクラブ	開館 日数 延利用人数 " " " " "	296日 1,362人 3,909人 282人 2,083人 4組	292日 1,556人 4,554人 311人 1,531人 8組	4日 △194人 △645人 △29人 552人 △4組	$ \begin{array}{c} 1.4 \\ \triangle 12.5 \\ \triangle 14.2 \\ \triangle 9.3 \\ 36.1 \\ \triangle 50.0 \end{array} $

⁽注1) 淡河児童館は学童保育事業を行っていない。

⁽注2)藤原台児童館の「延長保育延利用人数」は、平成16年度は統計をとっていない。

第 2 表 業 務 量 の 比 較 (桂木,本多聞,井吹台)

	項 目		平成17年度	平成16年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
桂木児童館	明 童 館 の 管 理 運 営 事 お	開 館 用 利 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川	294日 1,869人 1,179人 13,138人 870人 247人 1,507人 17組 294日 83人 (0人) 12,764人 374人 1,339人	291日 1,488人 1,494人 11,649人 990人 69人 1,355人 9組 291日 76人 (1人) 11,240人 409人	3日 381人 △315人 1,489人 △120人 178人 152人 8組 3日 7人 (△1人) 1,524人 △35人	1.0 25.6 △ 21.1 12.8 △ 12.1 258.0 11.2 88.9 1.0 9.2 皆滅 13.6 △ 8.6
本多聞児童館	児童館の管理運営数児 事業分 小学1~3年生(一一学般) 小学4~6年生(一般) 中学 大の他 児童館 学者 大名童館 と見童 保育事業	(17時 開延 用	294日 3,546人 2,029人 7,991人 1,151人 191人 2,807人 614人 13組 294日 44人 (0人) 7,439人 552人	- - - - - - - -	- - - - - - -	- - - - - - - -
日	南多聞学童保育コーナー	延長保育延利用人数 (17時~18時) 延長保育延利用人数 (17時~19時) 学童保育日数 月平均登録人人 (うち障害児) 延利用人数(平日) (土曜)	78人 20人 294日 50人 (0人) 8, 261人 313人	- - - -	- - - -	- - - -
井吹台児童館	児 童 館 の 管 理 日 の 常 業 の 管 第 日 の 3 年 生 生 (((一学 1 ~ 3 年 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	開延 館用 用 1 用 1 用 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	298日 2,785人 1,348人 13,270人 960人 429人 2,786人 6,287人 8組 298日 90人 (1人) 12,707人 143人 3人	- - - - - - -	- - - - - - -	-

- (注1) 南多聞学童コーナーは本多聞児童館の副館に位置付けられている。(注2) 本多聞児童館と井吹台児童館については指定管理者制度移行前の数値を掲載していない。(注3) 桂木児童館の「延長保育延利用人数」は、平成16年度は統計をとっていない。

- ① 児童館施設の維持管理
- ② 児童健全育成事業
 - ア 自由来館児童を対象にした行事の開催,自由来館児童への遊びの提供・指導を行う。
 - イ 区内の他市立児童館と合同で、屋外等の広い場所で行事を実施したり、自治会や区社会 福祉協議会等と連携しイベントに参加等、大規模な催し物、行事を行う。
 - ウ その他,児童館に来館する児童に対して,健全な遊びを与え,その健康を増進するとと もに情操を豊かにするなど,児童の自立に向けた事業を実施する。

③ 子育て支援事業

ア 児童館すこやかクラブ

概ね2~4歳の幼児とその母親を対象に、親子遊び・親同士の交流・子育て講座を実施する。

イ 親と子のふれあい講座

6か月児,1歳6か月児,3歳児を対象に、ビデオ教材とテキストを用い、子育てについて学習する。

ウ 児童館子育て相談

児童からの悩み、保護者の子育てに関する悩みについて相談に応じる。

エ 子育てコミュニティ育成事業

児童館施設を地域に開放することを推進し、児童館施設を活用した日祝日開放や行事を 実施することにより、地域における子育てコミュニティづくりを図ることを目的とする。

オ 児童館キッズクラブ

児童館すこやかクラブに参加する幼児とその保護者を対象とし、保護者同士が相互に幼児の世話を行い、交流を深めることを通じ、子育て力の向上を図ることを目的として実施する。

カ その他,子育てサークルへの場の提供など,子育て家庭の支援を行う。

④ 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童(1年生から3年生)を対象に、 学童保育指導員により適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。また、希望者 には午後6時(本市との協議によりさらなる延長も可能)まで延長保育を実施する。

- ⑤ 児童館施設の地域組織への利用貸し出し 児童館の設置趣旨に反しない範囲で公共的団体へ利用貸し出しを行う。
- ⑥ 子ども会などの地域組織活動の育成助長 子ども会などの地域組織と連携・協力し、その育成助長に努める。
- ⑦ ボランティアの受け入れ、育成助長 積極的にボランティアの受け入れ、養成に努め、児童館事業への参加を促す。

なお、児童館運営の収支状況は、児童館管理運営費収支計算書により、本市に報告されている。

<参考> 比較児童館管理運営費収支計算書 (単位金額:千円)

	(単位	立 金額:	千円)		平成 17 年	手 度	平成16年	年 度		1
		項		目	金 額	構成	金 額	構成	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
_	ıl	収 市 交 付		営費		比率 88.9	亚 帜	比率	上目 1/55	1月 10人 十
	収入	市交長		育料	15, 174 387	2. 3	_	_	_	_
本山児童館	のの	お	やごっ	代	1, 361	8.0	_	_	_	_
	部	雑	<u>入</u> 期収入	等	149	0.9				
	支	人	<u>期 収入</u> 件	合 計	17,071 12,648	100.0 74.1				
	出	事	務	費	1,715	10. 0	_	_	_	_
	ш の	事	務 業	費	1,812	10.6	_	_	_	_
	部	積	班 支 出	<u>金</u> 合 計	896 17.071	5. 2				
_		市交	助 又 山 付 運	営 費	12, 430	100.0 89.3	12, 431	87. 0	<u> </u>	0.0
	収	子育てコミ	ュニティ育成	事業助成	90	0.6	90	0.6	0	0.0
	入	延 長		育 料	411	3. 0		0. 7	309	302. 9
藤原	の	お 寄	やっ	代	852 —	6. 1	593 48	4. 1	259	43. 7 皆減
分		雑	付 入	金 等	140	1.0	1, 027	0. 3 7. 2	△48 △ 887	百成 △ 86.4
児	部		期収入	合 計	13,923	100.0	14,291	100.0	368	2.6
童	支	人	件	費	9, 133	65. 6	8, 827	61.8	306	3. 5
館	出	事	務 業	費	1,835	13. 2	2, 679	18. 7	△ 844	\triangle 31.5
	0)	事積	兼 立	費金	1, 324 1, 630	9. 5 11. 7	899 1, 885	6. 3 13. 2	$\begin{array}{c} 425 \\ \triangle 255 \end{array}$	47.3 $\triangle 13.5$
	部		期 支 出	合計	13,923	100.0	14,291	100.0	368	2.6
	収	市交	付 運	営費	7, 910	98. 7	7, 910	100.0	0	0.0
Suke	入		ユニティ育成		90	1. 1	_	_	90	皆増
淡 河	の	雑	期収入	等 合 計	12	0.1	7 010	100.0	12 102	<u>ほぼ皆増</u>
児	支	人	件	<u>ロ 副</u> 費	8,012 6,216	100.0 77.6	7,910 6,153	77.8	63	1.3 1.0
児童	出	事	務	費	1, 574	19. 6	1, 442	18. 2	132	9. 2
館	の	事	業	費	102	1.3	_	_	102	皆増
	部	積	<u> </u>	<u>金</u>	120	1.5	315	4. 0	△ 195	△ 61.9
		市交	期 支 出 付 運	<u>合</u> 計 営費	8,012 13,421	100.0 87.3	7,910 13,461	100.0 87.9		1.3 △ 0.3
	収	延 長	保	育 料	246	1.6		1. 2	63	34. 4
	入		ユニティ育成		90	0.6		0.6	0	0.0
桂	の	1 *	やっつ	代	1, 484	9. 6	,	8. 0	267	21. 9
木児	部	維当	期収入	等 合 計	139 15,380	0.9	356 15,306	2.3	△ 217 74	$\frac{\triangle 61.0}{0.5}$
童	支	人	件	費	10, 065	65. 4	9, 440	61. 7	625	6.6
館	出	事	務 業	費	1,873	12.2	3, 063	20.0	△ 1, 190	△ 38.9
	の	事	業	費	1, 961	12.8		10. 3	379	24. 0
	部	積当	<u>立</u> 期 支 出	金 合 計	1, 480 15,380	9.6		8.0	259 74	21. 2 0.5
		市交	加 又 山 付 運	営 費	16, 978	87.6	10,300			
	収	延 長		育 料	323	1.7	_	_	_	_
本	入		やっつ	代	1,604	8.3	_	_	_	_
多	の	利 雑	用 入	料 等	425 45	2. 2 0. 2		_	_	_
聞	部	当	期収入		19,374	100.0				
児童	支	人	件	費	11,637	60. 1	_	_	_	
館	出	事	務	費	4, 067	21.0	_	_	_	_
МН	の	事	業 立	費	3,011	15. 5	_	_	_	_
	部	積当	期支出	金 合 計	659 19,374	3.4				
	収	市 交	付 運	営費	13, 995	88. 3	_	_	_	
		延長		育 料	9	0. 1	_	_	_	_
井吹台児童館	入	1 *	や っ 用	代料	1, 551	9.8	_	_	_	_
	の	和維	入	料 等	263 31	1. 7 0. 2	_	_	_	_
	部		期収入	合計	15,849	100.0	-	-	-	
	支	人	件	費	11, 712	73. 9	_	_	_	_
	出	事	務 業	費	931	5.9	_	_	_	_
	0)	事積	兼 立	費金	2, 760 445	17. 4 2. 8	_	_	_	_
	部		期支出	合 計	15,849	100.0	-	-	-	
(½	‡ 1) /	金額は,千	円未満を四	舎五入して						

⁽注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。 (注2) 本多聞児童館と井吹台児童館については指定管理者制度移行前の数値を掲載していない。

5 監査の結果

(1) 指定管理に関する事項について

指定管理の管理運営に対する評価は、全市の方針(「公施設の指定管理者制度運用指針」)に 基づき、利用者の満足度調査の結果等を踏まえ、過半数が外部委員で構成される指定管理者選 定委員会で評価され、その評価は公表されている。

平成17年度児童館(随意選定による指定11館)の管理運営に対する評価票は、内5館が今回の監査対象となった地域団体管理分、他は5館が社会福祉法人管理分、他に1学童保育コーナーを対象とした評価となっている。

その内容は、「児童館は、子育て支援、地域ぐるみの子どもの健全育成活動拠点であり、地域に密着した地域団体、社会福祉法人等を指定管理者として運営することは妥当であり、実際の運営状況でも地域ぐるみでの密接な関わりや、地域の住民で構成される運営委員会の開催により地域コミュニティの形成に寄与している等、当初の目的を達していると考えられる。また、経費も節減効果が出ており、管理運営は適正であると評価できる。」となっている。

なお、公募となった本山児童館については、別途提案内容の実施状況の評価を加味した評価 票が公表され、総合評価は5段階の3(提案どおり)となっており、こちらも当初の目的を達 していると評価されている。

また、実際の運営にあたっても、延長保育の導入や、よりきめ細やかな子どもの安全面への 配慮など、地域の実情や要望に応えた内容となっていた。

以上の結果等も踏まえて、指定管理の状況は、条例・協定書等に従って適切に管理運営されているものと認められた。

(2) 指摘事項

出納その他の事務については、おおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について、次のような改善を要する事例が見受けられたので、本市において今後適正な事務 処理に努められるよう指導されたい。

① 会計処理に関する事務について

(a) 各児童館での会計処理にあたって、会計方式が異なっており、支出決議などで支出内容 を複数人でチェックする体制がとれていない事例、市へ報告する「児童館運営管理費収支 計算書」での費目分類と児童館で作成している会計帳簿上の費目が異なっている事例が見 受けられた。

会計処理の基準を示すべきである。

(b) 児童館で日々使用される小口現金やおやつ代について、決議等がとられていない処理帳簿だけの事例(複数人での確認もされていない), 精算等により定期的に確認されていない

事例などが見受けられた。

帳簿様式・処理方法等の基準を示すべきである。

(c) 児童館運営費及びおやつ代から生じた預金利息の取扱いが児童館により異なっている事 例が見受けられた。

計上方法等の処理基準を示すべきである。

② 財産管理事務について

(a) 備品台帳への記載について、一定金額以上であれば記載する、1 年以上継続して使用すると見込まれるものを記載する、児童館運営費で購入して年度末に残っているものを記載する等、各児童館でばらつきが見受けられた。

備品台帳に記載する基準を明確にして、周知徹底するべきである。

(b) 小口現金, おやつ代, 現金支給の場合の給与など, 各児童館の夜間の現金の保管にあたって, 館長等が持ち帰っている事例が見受けられた。

適正な事務処理に努めるよう指導するべきである。

(c) 児童館運営に係る預金口座において、預金通帳と印鑑を同一人物が保管している事例、 キャッシュカードが作成され、出金が容易に行える事例が見受けられた。 適正な事務処理に努めるよう指導するべきである。

③ その他の事務について

(a) 協定書によれば、「乙(指定管理者)は、管理業務終了後、精算し、運営経費に残余が生じたときは、当該年度終了後2か月以内に甲(本市)に返還しなけれならない。」と記載されている。

しかし現実には、運営経費に残余が生じ、本市に返還することなく、「積立金」という 名目で翌年度に繰越す処理を行っている。また、その管理方法、収支計算書の計上の仕方 など、児童館により取扱いが異なる事例が見受けられた。

運営経費に残余が生じた場合に、協定書と実際の取扱いに齟齬を生じないよう、取扱い を明確にするべきである。

(b) 児童館での物品の購入にあたって、個人的なカード等を使用している事例が見受けられた。

個人的なカード等を使用しないよう指導するべきである。

(3) まとめ

児童館の指定管理者制度への移行は、次の方針に沿って実施されている。

- ①平成18年4月から全ての市立児童館を指定管理者制度に移行。
- ②児童館のある小学校区内の地域団体・社会福祉法人が指定管理者を希望し、地域の合意がある場合は、当該団体・法人を随意選定により指定。希望する団体・法人がない場合は公募を 実施。
- ③ただし、短期間で一挙に社会福祉法人神戸市社会福祉協議会から地域団体等に移行することは、混乱が予想されるため、一定の期間を置きながら随時移行。

以上のとおり、児童館の指定管理者は、今後も引き続き地域団体等に委ねられていくことが 予定されている。

今回の監査において、ほとんどの児童館から「これまで児童館運営経験が全くなく、会計処理については、特に市からの具体的研修・指導もなかったことから、かなり試行錯誤した。」との意見を聞いた。地域団体は、事業面ではさまざまな創意工夫を重ねているが、(2)指摘事項にも触れているとおり、事務的な面では不慣れであったり、本市の指導に不十分な面が見受けられる。地域団体の活動を支えていくためには、会計の基準や手引きを整備するとともに、児童館相互の情報交換をさらに進めることや、的確な指導助言を行っていくことが必要であり、従前管理運営にあたっていた、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会等のノウハウの活用も含めて検討されるべきである。

ところで、地域団体の役員は、おおむね1~2年で改選される。このため、地域団体が継続的に安定して児童館運営ができるかどうか、今後の状況を見守っていく必要がある。今後児童館の運営にあたって、実際の指定管理の状況や地域の実情も考慮して、ふれあいのまちづくり協議会とは独立した別団体を設立して運営にあたる方式も考えられ、すでに一部の団体は、特定非営利活動法人を設立して運営にあたっている。

今回の監査で、管理運営に携わっている人に直接事情聴取をしたところ、いずれの地域においても、児童館の子どもは「わが子、わが孫」であり、自分たちが責任を持って見守っていくのだという、熱意あふれる姿勢が伺われた。

本市においては、行政の果たすべき役割と責務を明確にして、このような地域の人々の熱意と努力に応え、地域の子育てを支援し、協働と参画のまちづくりの実現に努められるよう希望する。

凡例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって 合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」及び「0.0」------該当数値はあるが、単位未満のもの。

対前年増減額及び率の場合は, 零を含む。

「一」------該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。

「ほぼ皆増」------増加率が1,000%以上のもの。

5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。